**学則新旧対照表**

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （修業年限）  第５条　修業年限は７カ月とする。　※記載例 | （修業年限）  第５条　修業年限は６カ月とする。　※記載例 |
| （定員・学級数）  第４条　１学年につき５学級とし、１学級の定員は１０名とする。　※記載例 | （定員・学級数）  第４条　１学年につき３学級とし、１学級の定員は１５名とする。　※記載例 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |